

令和5年度 第2回藤沢市部活動地域移行推進協議会 会議録

1 開催日時

2023年8月2日（水）15時～17時

2 開催場所

市役所本庁舎8階 会議室8-1・8-2

3 委員および出席者

【委員】

	氏名	所属	出欠
1	東海林 祐子	慶應義塾大学総合政策学部兼大学院 政策・メディア研究科	出席
2	川邊 保孝	東海大学 スポーツプロモーションセンター	欠席
3	八ッ橋 博美	藤沢市文化団体連合会	出席
4	林 良雄	藤沢市体育協会	出席
5	谷口 三千也	藤沢市スポーツ少年団	出席
6	太田 修二	藤沢市民交響楽団	出席
7	大井 秀幸	藤沢市学校・家庭・地域連携推進協議会長会	出席
8	越 美紀	藤沢の子どもたちのためにつながる会	出席
9	福家 大輔	藤沢の子どもたちのためにつながる会	出席
10	櫻井 光	特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	出席
11	神原 勇人	藤沢市みらい創造財団	出席
12	加瀬 良一	御所見小学校	出席
13	笹原 信吾	滝の沢中学校	出席
14	亀山 憲生	村岡中学校	出席
15	坪谷 麻貴	湘洋中学校	出席

16	岸 寛人	藤沢市中学校体育連盟	出席
17	中村 亮平	村岡中学校（藤沢市教職員組合）	出席

【運営委員】

	氏名	所属	役職	出欠
1	谷村 朋	市民自治推進課	課長補佐	欠席
2	浅上 修嗣	生涯学習総務課	主幹	出席
3	森本 琢実	文化芸術課	課長補佐	欠席
4	三部 梨加子	スポーツ推進課	課長補佐	出席

【事務局】

	氏名	所属
1	峯 浩太郎	藤沢市教育委員会 教育部長
2	近 尚昭	藤沢市教育委員会 教育部 参事
3	丸谷 英之	藤沢市教育委員会 教育指導課長
4	野口 博史	藤沢市教育委員会 教育指導課 指導主事
5	平沼 美有	藤沢市教育委員会 教育指導課 事務担当

4 会議録

1. 開会挨拶(会長)

2. 第1回藤沢市部活動地域移行推進協議会 会議録(案)について

3. 各検討専門部会からの協議報告

4. 協議

「藤沢市の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針(案)」について

5. 報告

令和5年度藤沢市中学校部活動地域移行「休日における地域クラブ活動モデル実証」の進捗状況について～教員・生徒・保護者・運営団体・指導団体へのアンケートから～

【当日の記録】

事務局：皆様こんにちは。本日はお忙しい中、第2回藤沢市部活動地域移行推進協議

会にご出席くださりありがとうございます。私は、本日事務局として進行を務めます、藤沢市教育委員会教育指導課の野口と申します。よろしくお願いいたします。まず、資料の確認をいたします。①本日の次第、②「第2回藤沢市部活動地域移行推進協議会資料」、③「藤沢市の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針(案)8月2日版」、④「同方針(案)新旧対照表」の4点です。特に本日は、資料④新旧対照表の使用が多くなります。修正案の前後の文脈等は、資料③方針(案)8月2日版を併せてご覧いただくことで、ご確認いただければと思います。資料が多く、進行に際してご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。資料の過不足等ございませんでしょうか。なお、第1回で配付した「藤沢市の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針(案)」、参考資料として国が作成した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、神奈川県が作成した「神奈川県の部活動の在り方に関する方針【改定版】」、2019年に本市が策定した「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」につきましては、この後の協議で適宜必要に応じてご活用ください。それでは、本日の進行を次第に沿って進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

事務局：なお、藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条により、協議の透明性、公正性を確保する意味でも、本協議会を公開で行いたいと思います。協議の内容につきましては、議事録作成の都合上、録音させていただきます。

それでは、会長より開会の挨拶をお願いします。

会長：こんにちは。よろしくお願いいたします。今回は時間オーバーしてしまったので、時間内に終わらせたいと思っております。本日は副会長が欠席のため、皆様の助けを借りながら進めていきたいと思っております。

さて、7・8月はインターハイ等たくさんのスポーツが開催されていて、改めてスポーツはいいなと毎日感じています。文化やスポーツの楽しさをできるだけ子供たちに受け継いでいきたいと考えており、大学の研究でも総合型地域スポーツクラブや部活動地域移行の研究をしています。先日、部活動地域移行の最も先進事例ともいえる群馬県の新町スポーツクラブに話を聞いてきました。小さな町ですが、町全体が一つのコミュニティになっており、スポーツクラブは子供たちの第3の居場所となっていました。ふらっと寄ることができて、おじちゃんおばちゃんと話をして自分の気持ちが許せる場として機能している部分が本当に素晴らしいと思えました。藤沢も始まったばかりとはいえ、専門部会でお話しされたとおり、いろんな可能性があるという資料を見させていただいて感じています。専門部会のご報告も楽しみにしております。それでは、これより藤沢市部活動地域移行推進協議会を開催します。よろしくお願いいたします。

事務局：続いて、次第の2、「第1回藤沢市部活動地域移行推進協議会 会議録(案)について」に移ります。資料の4ページをご覧ください。

4ページから24ページまで、第1回推進協議会会議録の(案)をお示し

しております。恐れ入りますが、ご自身のご発言箇所を確認していただき、何か異なる内容などがございましたら、8月22日頃までに事務局までお知らせください。どうぞよろしくお願いいたします。ここからの進行は会長にお願いしたいと思っております。

会 長：それでは、次第に従って具体的な内容へと進めてまいります。なお、発言等ある場合は、挙手をし、指名された方が発言するようお願いいたします。発言者の方は、各テーブルにあるマイクをお使いいただきますようお願いいたします。次第の3、「各検討専門部会からの協議報告」について、事務局より説明を求めたいと思っております。

事務局：5月15日の第1回推進協議会以降、次第にある4つの検討専門部会をそれぞれ2回ずつ開催いたしました。主に、それぞれの部会に割り振られた方針（案）についての協議と、推進協議会から協議を要請された事項がある場合は、それについての協議も行いました。これから、各部長より協議内容の報告をしていただきます。

会 長：ありがとうございます。それでは、次第の順番に沿って、各検討専門部長より協議の報告をお願いいたします。最初に地域指導団体検討専門部会の報告を、部長からお願いします。

部会長：それでは、地域指導団体検討専門部会の報告をいたします。資料の25ページをご覧ください。本専門部会は、5月25日、6月21日の2回開催いたしました。参加した関係者は資料に記載のとおりです。

まず、方針（案）について、「新旧対照表」の4ページと、方針（案）8月2日版の10ページをご覧ください。本検討専門部会では、Ⅱ章 新たな地域クラブ活動のうち、1 新たな地域クラブ活動の在り方、2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進」の（1）参加者、（2）運営団体・実施主体、（4）活動内容、（5）適切な休養日等の設定を担当しました。内容において変更するという個所はございませんでした。文言の変更にとどまっています。

次に、資料の29ページをご覧ください。同時に、方針（案）8月2日版の21ページ、Ⅲ章「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」1「新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法」（2）検討体制の整備のウ「本市の体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う」をご覧ください。

第1回の本推進協議会での協議から、会長より本検討専門部会における検討要請が次のようにありました。

「本市の体育スポーツ協会や文化振興団体・文化協会などに加盟していない団体が地域移行の実施団体になる場合、取組についての助言や支援を行える仕組みをどう考えるか」本検討専門部会で協議を行なったところ、スポーツ団体関係者からは「現状、必ずしも体育協会に加盟している団体ばかりではない」ことや、「大会に参加しないという理由から加盟登録をしない団体がある」といった実情を報告いただきました。そうした実情を踏まえ、「受

け皿となる団体の整理については、活動基準を定めるなどした登録制度とし、その情報をデータベース化して中学生が選択できる仕組みを構築するとよいのでは」等の意見がありました。

最後に、その他の協議内容について報告します。本検討専門部会では「本市の地域クラブ活動の在り方をどのように整備していくか」という大きなテーマで意見交換を行ったほか、「団体について」、「総合型地域スポーツクラブの実情について」、「地域の捉え方について」、「指導者について」など、様々な話題が取り上げられました。

特に、総合型地域スポーツクラブについては、参加者の中に善行・大越総合型地域スポーツクラブの方がいらっしゃるの、地域移行の受け皿として神奈川県から期待されていることと、現実的な諸課題についてお話をいただくことができました。具体的には、県からは「普段、大越・善行でやっていることをそのまま地域移行でやってもらえればいい」と言われるが、「そのまま」と言われること自体が現実にはそぐわないとのことでした。

例えば、いわゆる「低廉な費用」について、総合型地域スポーツクラブでは、指導者はボランティアなどではなく、指導者として多くのキャリアを積み重ねていたり、レベルの高い指導ライセンスを取得していたりするプロの指導者を雇用しています。1時間当たり1,600円で受け皿として担うには運営上かなり厳しいことがあまり理解されていないのではないかと感じているそうです。

また、「地域」の捉え一つ取ってみても、大越・善行地区だけではクラブの財政的には厳しいことから、「地域」の捉えを藤沢市全域に広げていかなければ立ち行かなくなるなど、かなり具体的で切実な情報提供をいただきました。

国からは、総合型地域スポーツクラブは地域移行の受け皿として高い期待を受けています。本市でも現在高浜中学校でゴールデンアカデミー総合型地域スポーツクラブがサッカー部の受け皿を担っていますが、質の高い指導力を提供する対価として、「低廉な費用」で括ることが、果たしていいことなのか、何か受益者と行政とその対価を上手く工夫できないのか、など問題提起もありました。

逆に言えば、こうした課題をクリアしていければ、現在設置されている種目については十分学校部活動の受け皿になれるとお話をいただきました。報告は以上です。

会長：部会長、ご報告ありがとうございました。地域指導団体検討専門部会から、方針（案）、推進協議会からの検討要請事項、その他の協議内容についてそれぞれご報告をいただきました。資料29・30ページに具体的な内容があるかと思えます。ポイントを絞ってお話があったかと思えますが、質問等ございますか。

本市の体育スポーツ協会や文化振興団体・文化協会等に加盟していない場合の仕組みについて、具体的にデータベース化していくべきという案が出たと思えます。中学生が選ぶ仕組みにしたらいいいということだと思っておりますが、

画期的なご意見だと思います。データベース化するのに時間はかかるかと思いますが、その後の取り組みもやりやすくなると思います。ほかにいい方法がある方はいますか。

では、ないようですので、今後気づかれた点があれば、ご発言願います。

次に、協議内容です。現場の生の声を聴くことができました。特に費用面についてのお話がありましたが、皆様のご経験の中で工夫やアイデア等ございますか。総合型地域スポーツクラブからは工夫次第で受け皿になることができなくはないが、費用面がネックになるということで、よろしいでしょうか。

では次に、指導者の質と研修に関する検討専門部会の報告を部会長からお願いします。

部会長： それでは、指導者の質と研修に関する検討専門部会の報告をいたします。資料の31ページをご覧ください。本専門部会は、5月22日、6月22日の2回開催いたしました。参加した関係者は資料に記載の通りです。

まず、方針（案）について、新旧対照表の4ページと、方針（案）8月2日版の12ページをご覧ください。

主にⅡ章 新たな地域クラブ活動の2「適切な運営や効率的・効果的な活動の推進」の（3）「指導者」を担当しました。

新旧対照表の4ページの真ん中のあたりをご覧ください。大きな変更はまた別に申し上げます。

文言整理の点を触れていきます。Ⅱ 新たな地域クラブ活動 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進（3）指導者ア 指導者の質の保障【地域スポーツクラブ活動】（ア）の項では「各地域において」は何を指すのか不明瞭なので削除しました。（ウ）の項においては、唐突に障がい者スポーツについて記載があるため、多様性の理解という文言を（イ）に入れることで（ウ）と統合しました。旧版（エ）の「有資格のトレーナー」がどのような資格なのかを規定することが難しいことから、削除しました。旧版（オ）については都道府県や市町村の文言を「本市」に置き換えました。

続いて、5ページをご覧ください。【地域文化クラブ活動】（ア）における「各地域において」も同様に削除しました。（イ）は前述【地域スポーツクラブ活動】とあわせるため、「特に」以下を削除しました。そこに続く「また」以降については、文章が長くなっているため、新しく（ウ）として項立てをしました。

続いて、イ 適切な指導の実施の（ア）の「藤沢市」の文言を「本市」へ修正しました。（イ）に記載の「保健体育教諭」は学校の中にかかわる話と判断し、地域移行にそぐわないため、削除しました。あわせて、文末を「努める」という表現に変更しました。ウ 指導者の量の確保の（イ）については、人材バンクを藤沢市だけで作っていくのか、神奈川県でも計画があるのかという議論になったものの、先が見えないため、どちらでも適応できる文言に修正しました。

次に、資料の31ページと35ページをご覧ください。とともに、新旧対照

表の2ページと、方針（案）8月2日版の4ページ、I章「学校部活動」1「適切な運営のための体制整備」のクをご覧ください。

国のガイドラインに、「都道府県は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、市区町村等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援を行う。また、スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める」とあることから、藤沢市でも部活動指導員等を校長先生が確保するのに人材バンクが有益ではないかという意見が委員の方からありました。これを受けて本市の方針（案）にも反映することとしました。会長から「人材バンクおよび指導者の質と量の確保」と、「人材バンクという資源を活かすための仕組み＝コーディネーターの活用や育成」について、本検討専門部会で協議するよう要請がありましたので、協議を通じて本市の方向性として、次のように整理しました。

「本市は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。また、コーディネーターを配置することで、学校部活動や地域クラブ活動からの求めに合う指導者を派遣できる仕組みを構築する。また、スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。」という文言を追加しました。以上が方針にかかわる部分の報告でございます。

最後に、本専門部会で協議した主な内容をご報告します。指導者育成については、「人権やハラスメントの問題を重要視すべき」、「第一に取り組んでいく必要がある」という意見が多く出ました。また、「適格な人格」については、「明言することは難しいため、資格等を認定できる仕組みにできるとよいのではないか」という意見、そしてハラスメントの根絶をチェックするに当たって外部団体に対してどこまで関与できるのかわからないことから、「方針に基準等を記載して、それを「遵守すること」とすることが適切ではないか」という意見が出ました。

併せて、「楽しく継続していけるような環境を整えることが重要であり、スポーツ・文化の入口が閉じないような策を大人たちが工夫しながらシステムを作っていきたい」という意見も出ました。

2回の検討専門部会を通して、地域移行の具体的なゴールや落としどころがまだ見えていないのではないかと、地域連携と地域移行のどちらに重きを置いて考えていくのか、ゴールありきで方針を打ち出さないか進めないのではないかと、など地域移行全般にかかる意見交換が多くなりました。報告は以上です。

会長：ご報告ありがとうございました。指導者の質と研修に関する検討専門部会から、方針（案）、推進協議会からの検討要請事項、その他の協議内容についてそれぞれご報告をいただきました。

細かいところまでしっかり見ていただきありがとうございました。質問等

ありましたら挙手をお願いします。

委員：ご説明ありがとうございました。ク「部活動指導員や外部指導者」というところがありますが、現行の名称は「部活動指導員」であるかとは思いますが、過渡期には混乱をするのではないかと思うので、整理をお願いしたいと思います。

部会長：おっしゃるとおりだと思います。ここでは現行の言葉を利用しての表現になっておりますので具体的な名称については今後変更が生じると思っております。

会長：前回まで人材バンクの部分が曖昧だったと思うのですが、コーディネーターという文言をいれていただいで、わかりやすくなったと思います。

委員：一字一句訂正していただいていると思いましたが。ご指摘がございましたとおり、今後一つひとつを修正する際には、共通認識が持てるように文言整理をする必要があると思われました。

委員：ハラスメントの記載が削除されていたかと思うのですが、(3)指導者の【地域文化クラブ活動】の(ウ)の「当該行為」ですが、項目を新たに区切ったのであれば、「当該行為」がハラスメントを指すかどうかわからないので、工夫が必要だと思われました。

会長：ありがとうございます。

では次に、大会運営検討専門部会の報告を、部会長からお願いします。

部会長：それでは大会運営検討専門部会の報告をいたします。資料の37ページをご覧ください。本専門部会は、6月5日、6月29日の2回開催いたしました。参加した関係者は資料に記載の通りです。内容等についても38～41ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

まず、方針(案)について、新旧対照表の8ページと、方針(案)8月2日版の23ページをご覧ください。IV章「大会等の在り方の見直し全般」を担当しました。2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備(1)大会等への参加の引率【学校部活動】のイとウをまとめて記載できないかを検討しました。旧版では、運動部に関する記載しかなかったため、文化部を想定し、新たなイとしてまとめさせていただきました。

2点目は、(2)大会運営への従事のオの項を削除しました。(5)については、特別支援学校だけではないという判断で、文言を整理しました。

次に、資料の38ページと39ページ、41ページをご覧ください。事務局からの検討要請事項がありましたので協議しました。方針(案)8月2日版の23・24ページをご覧ください。主に話題になったのは大会引率や運営の件です。冒頭に会長からいろんなスポーツが開催されているというお話がありました。実は本日、サッカーの県大会準決勝の審判を午前中にしてきました。相模原市の教員については、大会運営の期間、毎日のように集まって、暑い中運営に当たってくださっています。本当にありがたいと感じております。こういう方々がいるからこそ、県総体は成り立っているのです。

同じく引率も大変です。現に、クラブでは県外遠征であってもコーチ等が引率をしていません。もちろん段階的に整理する必要がありますが、将来的

には子供たちだけで集合・解散をすることも視野に検討するべきかと思いません。

それから、大会運営についてです。大会運営は様々な工夫が必要になると思います。先日のコンクールでは、教員だけではなく、高校生がいろんな形で運営に携わってくれました。それも一つのアイデアだと思います。中体連主催大会であれば、審判を協会等に依頼することも必要だと思いますし、地域クラブが参集するというのであれば、当然その大会運営についても役員として担っていただくことが必要なのではないかというような意見が出ました。

本検討専門部会は、方針（案）の項目の検討に伴い、その項目ごとに様々な話題があがりました。先ほど報告した「引率」に加えて、「生徒の大会等の参加機会の確保」、「大会運営の従事」、「生徒の安全確保」、「大会等の在り方」について、専門部会参加者の皆様からたくさんの情報提供をいただき、それに伴う充実した話し合いができました。

特に大会運営については、中体連の大会も吹奏楽のコンクールも、すべて教員が運営している現状がある以上、教員に大きな負担がかかっていることが話題になりました。地域クラブの参入に伴いクラブの指導者が運営に参画できるようにしたり、審判を外部委託にするなどの仕組みが必要になるのではないかという意見にまとまりました。クラブチームの大会運営や、合唱連盟の高校生を運営に取り込んだ実践など、大変参考になるお話を聞くことができました。報告は以上です。

会 長：部会長、ご報告ありがとうございました。大会運営検討専門部会から、方針（案）、外部指導者の単独引率と引率そのものの必要性についての協議、その他の協議内容について将来的なことも含めて、それぞれご報告をいただきましたが、質問等ありましたら挙手をお願いします。

委 員：引率について聞かせていただきたいです。保護者の意見で引率をしてほしいということがあることは理解しているのですが、なぜ引率を必須としているのでしょうか。

部会長：根拠がある分わかりかねますが、学校の校外行事も教員が引率指導をしているので、そういった背景が影響しているかもしれません。保護者としては、安全確保してほしいということで、公共交通に教員も一緒に乗りますが、周囲にかなり気を遣う必要があります。一方で地域のクラブでは、県外であっても自分でたどり着くようにしているということもあります。この辺は改善していくべきだと思います。

会 長：引率をなくせば、逆方向の電車に乗ってしまう、切符の買い方がわからない等といった失敗も出てくることもありますが、それも経験だと感じます。特に市内だったら、早々に引率をなくしていいのではと思います。できるだけ早い段階で、専門部会で出た意見を尊重して行ってほしいと思います。

委 員：引率の必要性について、教育委員会に提出する資料に引率する教員名を書かされていたと記憶しております。市教育委員会の規定でそうさせていることもあるかもしれないと思いました。部活動設置していないクラブも学校の先

生が引率と役員を担う現状があると聞きました。そういった現状がある中で、クラブの理解が得られるのかを心配しています。

会 長：市教育委員会としての意見はいかがでしょうか。

事務局：現在校外行事を実施する際は、計画の策定及び資料の提出をお願いしています。中体連から引率に関する経緯を聞いたことがありますので、お伝えします。以前は、大会等に参加する一つの部活動を、全校生徒が応援に行くという制度があり、その際、何百規模の人が動くことから、引率をしっかりとするというところにつながっていった背景があるそうです。

また、大会運営は、教員が担っております。自身が顧問であるということは同時に大会運営役員でもあるということで、部員の引率もやらなくてはいけない場合は一人で2～3役を強いられるということです。実際、中学生が電車等に30人程乗ってきたら一般客としては同じ車両から避けたいということがよぎるのではないかと推察されます。引率教員は、一般の皆様にも感じさせないよう指導するプレッシャーを常に感じています。個人的には丁寧な指導をし、生徒自身でどのように行動すべきか考えさせることもやってきましたが、学校が指導することが当たり前という風潮は多々あると感じられることから、学校現場に負担がかかっている現状を全市的な意識改革で変えていく必要があると感じます。

会 長：教員の働き方改革が叫ばれることから、できるところから徐々に体制を整えることが必要です。単なる机上の空論にならないようにやっていっていただきたいです。

では、最後に、諸条件検討専門部会の報告を、部会長からお願いします。

部会長：それでは、諸条件検討専門部会の報告をいたします。資料の43ページをご覧ください。本専門部会は、6月9日、6月30日の2回開催いたしました。参加した関係者は資料に記載の通りです。

まず、方針（案）についてですが、8月2日版の14ページをご覧ください。Ⅱ章 新たな地域クラブ活動2「適切な運営や効率的・効果的な活動の推進」のうち、（3）指導者エ「教師等の兼職兼業」、（6）活動場所、（7）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減、（8）保険の加入について担当しました。必要な協議をいたしました。本部会では変更した箇所はございませんでした。

資料の44ページ以降にある本検討専門部会の要点記録をご覧ください。

特に教師の「兼職兼業」については、今年度文部科学省が作成した「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」を参考に、法律の視点や、現状の教員の働き方について意見交換をしました。その中で、「学校における労働時間と、地域団体における労働時間を通算した時間から法定労働時間を差し引いた時間が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないこととする」とあり、ただ単にやりたいというだけで兼職兼業が実現するわけではないということを改めて感じました。

また、兼職兼業を希望する教員について、公務災害等がどうなるのかとい

う質問等もあったかと存じますが、民間等の管理運営団体や地域団体に雇用される形を取ると、指揮命令権者は企業等の運営団体となるので、何か事故等が起きた時の一義的な賠償責任はその運営主体となり、労働基準法の適用対象となります。

一方、個人事業主の形を取ると、何か事故等が起きた時の一義的な責任は教師本人となることや、労働基準法の適用外となり、予め教師本人が賠償責任をしっかりとカバーできる賠償責任保険等に参加することや、確定申告が必須となる等の手続きが増えることに留意しなければなりません。

「方針」は大前提の部分を規定するものなので、これから先、県教育委員会の兼職兼業の規定をよく確認しながら、地域移行に伴う兼職兼業の具体的な規定の整備と見直しが必要になることなどが話題となりました。

そして、「費用」についてですが、経済産業省の示す地域移行モデルや慶應義塾大学の仰木教授の話を参考に、「ビジネスモデル」として成立する地域移行の仕組みについて話し合いました。

これは、「学校部活動の地域移行」が本格化し、受益者負担が生じることとなった場合に、「世帯収入格差による子どものスポーツ・文化芸術機会格差」につながらないようにするための考え方の一つです。

経済産業省モデルの好事例についての情報共有を始め、「学校不動産の価値最大化」、「クラブ収益源の多様化」、「スポーツ振興くじの更なる活用」、「企業版ふるさと納税の活用」など、これまでにはなかった新しい視点からの意見交換を行うことができました。今までの学校部活動になかった視点を考えていく必要があるということで、夢が広がる話題はあったものの、最終的なゴールを決めるのは難しいという議論になりました。出た話題につきましては、資料47ページまでお目通しいただければと思います。報告は以上です。

会 長：部会長ありがとうございました。とても大事なことを報告いただいたと思います。今の部分でご質問などございましたらお願いします。

委 員：個人の考えとして理解ができないのですが、どうして中学校の教員だけこういう問題が議論されるのでしょうか。民間企業にお勤め方々も地域移行の指導者になる中で、今まで地域の方々は事件や事故、傷害などについて、自己責任でやってきました。教員の雇用等は法人格を持っているスポーツクラブなどであれば考えられますが、任意団体のクラブ等はボランティアベースが主体であることから、現実的には難しいのではないのでしょうか。どうして教員だけがそういう議論になるのか非常に不思議です。業務としてとらえるのであれば、兼職兼業という考えもある一方で、既に教員の中で地域のクラブで従事している人もいらっしゃるにも関わらず、そのような方々は適用されていない現状があると思います。教員として重要な話だというのは理解しておりますが、将来的には解消していかないと学校との紐づけが切れないままの移行になってしまうのではないかと考えております。

会 長：要点記録をみると、ボランティアとしての議論もされていたと思いますが、部会長いかがでしょうか。まずは、兼職兼業が一つの可能性としてでてきた

ので、精査していただいたという理解でよろしいでしょうか。

部会長：無償のボランティアとして指導に携わる場合は、兼職兼業の許可が不要です。ただし、有償ボランティアであれば、労務の対価として謝礼があるものとして、兼職兼業の許可が必要になるということは文科省の「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」という資料で明記されております。そもそも働き方改革の視点から部活動改革の必要性が求められたことから、やりたいという教師が必ず指導ができるということにはできない現状があります。多様化複雑化する教員としての本来業務を、適切にこなす上、部活動と両立をしなければならないことから、なにかしらの労働時間の線引き等をする必要があります。簡単に兼職兼業を推し進めていいという話ではないと思っています。委員がおっしゃるように非常に難しいと感じていますが、働き方改革という話の出発点を考えると、教員の負担が解消される仕組みにしなければならないと感じています。

委員：兼職兼業について質問ですが、教員の身分を持ったまま指導することを指すのでしょうか。つまり、教員としての保証を受けながら、兼業を認めるということでしょうか。一般的な兼職兼業は、兼職先の条件で働くことを指し、現在持っている身分から離れた中で働いてよいと認めることではないでしょうか。つまり、通算の勤務時間を考えること自体がおかしいのではないかということです。今の話のように、民間クラブ従事について、本業と通算した時間でやらなければならないということはないと思うので、おかしいのではないかと思いました。

委員：スポーツ少年団も同じような課題を抱えています。自分の仕事の空いている時間を指導にあてて活動をしています。かつては教員が指導者をするのが非常に多かったですが、今はほとんどいません。いわゆる教員の多忙化や時代の変化もあるかもしれません。昔は指導をボランティアでやっていました。そういう考え方で中学校の部活もできるのではないかと思うのですが、指導者が忙しくなることは確かです。現在指導に携わっている方々は、自分のできる範囲でそれぞれの空いている時間を指導時間に充てているということだと思います。それを勤務として認めてしまうのは、違うのではないかと思います。かと言って全くの無償でやればよいということではではないと思いますので、そのあたりの兼ね合いが非常に難しいと思いますが、この機会に解決策を探っていければいいと思います。

会長：地域指導団体専門部会においても、金銭的なところが課題だということをご報告いただきました。いろんな可能性を探っている段階だと認識しております。兼職兼業の件にしても、有償ボランティアにしても、地域スポーツクラブとの連携にしても、どうやって指導者にきちんと指導していただく仕組みにするか、金銭面の課題は検討していかなければならないものだと思います。もちろんボランティアでこれまでどおりやってもいいという考えもあるかもしれませんが、どこにどういう財源があって、それをどこに充てられるのか、どういう工夫でできるのかをできる限り検討して、選択や幅を広げていけるような話ができたらいいと思います。

委員：「無償の労働力＝ボランティア」という印象が拭えないように感じてしまいます。そのような意図でご発言されているわけではないと理解しておりますが、無償の時間や勤務外の時間がボランティアという定義になりかねないと感じています。本来は、社会活動や地域活動を自発的にやるのがボランティアと考えております。阪神淡路大震災からボランティアという言葉が定義化され、使われてきておりますが、ボランティアというものは、「活動に関わりたい・指導者として関わりたい方が自発的に関わっていくこと」ということは共通認識をもってほしいと思います。このままですと無償の労働力と捉えられかねないと危惧しております。

会長：大変大事なお話をいただきました。ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

委員：資料45ページに「困窮家庭への補助が構築されれば今までできなかった生徒ができる可能性がある。」とありますが、部活動だからこそ参加できる生徒も多くいると感じております。おそらく今後中学校の部活動はなくなってしまうという流れかと思っておりますが、すべて地域移行になった際に、参加できていた子どもたちが参加できなくなってしまうような地域移行にはなってはいけないと思います。野球やサッカーは、外のクラブに通っている生徒が多いと思うのですが、通えないから部活動に参加している生徒もいると思います。資料に記載のとおり、「今まで活動できなかった生徒が地域移行になったから経験ができるようになった」という結果になることが必須だと思います。指導者にかかる負担や金銭面等の問題もありますが、参加できなくなってしまう子どもたちが増えないことを期待します。

会長：ありがとうございます。ここが一番大切ではあるものの、スポーツ庁も手付かずで、各自治体に委ねられている状況です。例えば先行事例である東京都渋谷区の「渋谷ユナイテッド」事例は、ワンコイン（500円）の受益者負担とし、それだけでは賄えないことから、不足する部分は大人の利用料を多く設定し、その金額を事例のケース運営にまわすなどして工夫をしているそうです。その他困窮事例は今後調べていこうと思っております。

それでは部会長の皆様、それぞれの検討専門部会での協議とその報告をありがとうございます。各検討専門部会におきまして、専門的見地に立った協議や情報提供がなされたことと、報告を受けて感じました。かなり深い議論をしていただいたと思います。大変充実したご協議等、本当にありがとうございます。

今後、本推進協議会におきましても、各検討専門部会からの意見等を踏まえた協議を行ったり、推進協議会より深い協議が必要な項目に関しては、当該検討専門部会で協議していただいたりするなど、皆様に連携しながら藤沢市の部活動地域移行の更なる充実と課題解決を図っていかれたらと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

会長：それでは、次第の4、「藤沢市の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（案）」の協議へと入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：方針（案） 8月2日版の目次をご覧ください。先ほど、Ⅱ章とⅣ章につきましては、方針（案）が確定いたしました。

さて、第1回推進協議会では、「本方針策定の趣旨等」、「Ⅰ章 学校部活動」、「Ⅲ章 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」について、委員の皆様と協議していただきました。

新旧対照表には、それぞれ前回の協議の際に委員の皆様からいただいたご意見を基に、事務局で修正したそれぞれの方針（案）をまとめております。この修正案の確認を含め、「本方針策定の趣旨等」、「Ⅰ章 学校部活動」、「Ⅲ章 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」について、本日の第2回推進協議会で方針（案） 8月2日版を確定していただきたいと思っております。説明は以上でございます。

会 長：ただいま事務局から説明があった通り、前回からの修正案の確認と、「本方針策定の趣旨等」、「Ⅰ章 学校部活動」、「Ⅲ章 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」について再度確認し、方針（案）を確定したいと思っております。では、「本方針策定の趣旨等」の修正案について、事務局より説明をお願いします。

事務局：新旧対照表の1ページと、方針（案） 8月2日版の1・2ページをご覧ください。前回の協議において、『教育的意義の継承と発展だけでなく、「スポーツ・文化芸術環境を保障する」』、「生涯にわたって」など、包括的意義にも言及するとよい・「子どもの教育を受ける権利」にも言及するとよい』など、ご意見をいただきましたことを踏まえて、趣旨の後半部分について、「学校」部活動のもつ価値を、「地域クラブ活動においても」継承・発展させること、そして、新たな価値を「創出」し、「子どもの教育を受ける権利として」生徒が生涯にわたって主体的にスポーツ・文化芸術環境に親しむことができる環境を整え、かつその仕組みの構築に取り組んでいくこと、と修正いたしました。

また、本市の地域移行として何を重点的に取り組んでいくのか、何を特色とするのか、などについて明らかにすることで、多くの市民から共感を得られるのではないかとのご指摘もいただきました。

本市のモデル実証の進捗状況や各検討専門部会でいただいた様々な意見、そして情報収集等を総合的に鑑みて、一度立ち止まって本市の部活動地域移行の方向性と計画を練り直す時期であると捉えており、令和6年度以降どのように本市として進めていくか、しっかり検討した上で、方針（案）への反映につなげていきたいと考えております。

最後に、備考として、学校部活動と地域クラブ活動の定義を記載いたしました。修正案の説明は以上です。

会 長：ありがとうございました。少し時間を取りますので、「本方針策定の趣旨等」について、新旧対照表と方針（案） 8月2日版に目をお通しください。事務局に確認なのですが、この方針（案）は本日確定しなければいけないものでしょうか。

事務局：基本的には本日確定したいと考えております。

会 長：わかりました。それでは、「本方針策定の趣旨等」についてご意見のある方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようなので、次に行ってよろしいでしょうか。

委 員：（頷く。）

会 長：次に、I章「学校部活動」の修正案について、事務局より説明をお願いします。

事務局：新旧対照表の2ページと、方針（案）8月2日版の3ページをご覧ください。

1 適切な運営のための体制整備（2）「指導・運営に係る体制の構築」のAについて、「校長だけで」部活動に必要な指導者を確保するのは大変な負担であるという指摘をいただいたことから、「本市教育委員会と連携して」と修正いたしました。

クについては、先ほど部会長から報告のあったとおり、人材の発掘、コーディネーターによる効果的な指導者のマッチングの仕組み、指導者の資質の向上に係る取組について、新たに記述を加えました。

次に新旧対照表の2ページと、方針（案）8月2日版の5ページをご覧ください。2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進（1）適切な指導のイとウを統合して新たな「イ」とした上で、運動部活動と文化部活動の指導上の留意点について、内容を対比してわかるよう書き方を工夫し、改めました。また、新たな「ウ」において、「大会等での好成績等」という記述が勝利至上主義に走る誤解を与えないよう、「心身の探求」という言葉に改めました。この修正は、方針（案）8月2日版の7ページにあります、4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ及び文化芸術環境の整備の（1）においても、同様の修正をしております。同じく4の（3）の書き出しが「校長」となっておりましたが、現場での指導の工夫をするのは「部活動顧問」であることから、言葉を改めております。修正案の説明は以上です。

会 長：ありがとうございます。前回主体がはっきりしない、校長先生の責任範囲が広すぎるという懸念に対応していただいていたいただきました。ご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

委 員：細かいところで申し訳ありませんが、（1）適切な指導の実施のイの「…スポーツ障害・外傷のリスクを高めたり、生徒の心身に負担を与えたり…」とありますが、それぞれの「たり」を「と」や「して」にしたほうがいいのではないのでしょうか。

会 長：ご意見ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

委 員：（2）指導・運営に係る体制の構築のクに「コーディネーターを配置することで」とありますが、コーディネーターはどういう方を想定しているのか、また「協力を得ながら」とは、その具体的な仕組み等をお伺いしたいのです。

会 長：部会長いかがでしょうか。

部会長：コーディネーターの必要性を文章に残す必要があるという整理しました。具体的にどういう立場というところまでは議論できておりませんが、コーディネーターが存在しないと、おそらく人材バンクを設置したとしても、学校や団体だけでは活用等していくことは難しいだろうと考えております。また、

人材バンクを作るときに学校や市だけで考えていくのではなく、団体からも情報を得ながら構築する必要があるというところで、「コーディネーターの配置」と整理しました。

事務局：補足説明をいたします。現在、方針（案）を作成しているところでございますが、仕組みが整う前に方向性を考えなくてはならず、説明が伴わず申し訳ありません。

まず指導者についてですが、指導者ご自身が選手と指導者を兼ねている場合は、休日の指導ができるかという難しい現状があるかもしれませんが、兼ねられる方がいるかもしれないといった情報がいただけるような仕組みが指導者の発掘の視点としては必要だと思います。

また、コーディネーターがどういった人が想定されるかというご質問についてですが、県からは「地域に詳しい退職された校長先生等」が地域の部活動の種目と橋渡しをするうえで望ましいのではないかと提示されておりますが、それ以外の人材でも考えられますし、模索の段階でございますが、地域移行には欠かせない立場の方になるのではないかとすることは申し添えます。

会長：具体的な方向が定まっていないところが難しいところですね。それぞれの地域でも様々な形があるということで、学校・地域・連携協議会もコーディネーターを生み出す地盤になるかもしれませんね。コーディネーターという定義も曖昧であります。こういう人が配置されることで要望が可視化されてやり取りがスムーズになるというイメージだと思うのですが、いかがでしょうか。

委員：方針に明記してしまうと、配置せざるを得なくなってしまうので、具体的なところがない中で明記してしまうと、リスクがあるように思います。ただ、言葉を残すことで必要性を訴えることには共感できます。どこかに記載することは必要があるとは思いますが、方針に書くのはどうかと思う気持ちもあります。

委員：今までの話を聞いていて、公立学校を地域にするということは社会に変えていくということなので、非常に難しいと感じました。方針が仮に決まったとしても保護者や生徒に理解していただけるのかということもあると思います。コーディネーターに関して言えば、お金を払えばいい方がそろっていくのではないかと思います。

委員：コーディネーターを明記することは重要なことだと思います。まさに地域移行の担い手となる地域の団体やスポーツで言えば各種目協会に所属をしている団体等の方々が直接学校とやり取りをして様々なことを解決していくかということ、それは困難だと思います。団体の方々は技術指導を担う対象であって、つなぎをするのはコーディネーター等といった別の役割が必須だと思います。ただ委員がおっしゃるとおり、方針の中で明記をするのか、運営や実施段階にあたって仕組みとしてコーディネーターを配置するという仕立てにするかは議論が必要かだと思います。

事務局：貴重なご意見をありがとうございます。本日は時間の関係で、議論はここま

でとさせていただきます。先ほど会長から方針（案）を確定するかご質問をいただきました際、本日確定すると申し上げましたが、後日ご意見をいただき、いただきました意見を反映させた方針（案）を作成する形はいかがでしょうか。

会 長：皆様それでよろしいでしょうか。

委 員：（頷く。）

会 長：コーディネーターを位置づけするのか、委員がおっしゃったように、次の段階で別途入れ込んでいくのかということを含めまして、皆様でもう一度事務局が作ったものをもとに、お返事いただければと思います。

次に、Ⅲ章「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」の修正案について、事務局より簡単に説明をお願いします。

事務局：新旧対照表の7ページと、方針（案）8月2日版の20ページをご覧ください。内容の修正ではなく、「藤沢市」を「本市」と置き換える修正がほとんどでございます。1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法（3）段階的な体制の整備のアとイにおいて、それぞれ体制の整備を段階的に進めることを念頭に、「派遣する体制。」、「参加する体制。」と文末を整理しました。修正の説明は以上です。

会 長：ありがとうございます。ご意見のある方はいらっしゃいますか。このままでよろしいでしょうか。

委 員：（頷く。）

会 長：協議にご協力いただきありがとうございます。今後の流れについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：第1回推進協議会におきまして、「9月の藤沢市議会子ども文教常任委員会に方針（案）を提出します」とお伝えしましたが、12月議会での提出に計画を変更することといたしました。

その理由として、先ほど申し上げましたように、今後の本市の部活動地域移行の方向性と計画を練り直した上で、方針（案）の提出としたいと考えております。今後、神奈川県が秋頃を目途に、「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）」を発表するとしていることから、その内容を必要に応じて本市の方針（案）に反映したものを、11月6日（月）の第3回推進協議会で委員の皆様にお示しし、ご協議いただきたいと考えております。ご意見がある場合は、8月22日頃までに事務局をお願いします。いただきましたご意見を踏まえた（案）を、再度皆様にお示ししたいと考えております。その後、本方針について、「パブリックコメント」として、市民の皆様のご意見をいただく予定です。

なお、このあとの報告については、お時間の関係で簡単な紹介のみとさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

資料にアンケートの集約結果を載せておりますので、お時間がございましたらご確認ください。本来は分析をいれて報告をする予定でしたが、割愛させていただきます。今後の予定として、8月7日（月）に藤沢市みらい創造財団主催の情報交換会が開催されます。滝の沢と高浜の関係者に

お越しいただいて、アンケートの結果を活用しながら、成果と課題について、今年度の後半戦に向けて活かしていくというように考えております。

最後に湘南台中学校の吹奏楽部について報告します。当該吹奏楽部の保護者が吹奏楽部の指導の実施主体となり、安全管理や予算管理等休日活動の運営業務を行うことを目指し、当該保護者と調整を図ってまいりました。

しかし、保護者の組織を、地域移行を担う形に整えていくことやその遂行に係る負担や、保護者として責任をどう果たせるのかという懸念から、保護者からは保護者が受け皿となる手法について、不安や疑問の声があがりました。2度の説明会や、説明会でいただいた質問や懸念の声に応える資料等の作成と改善案の提示をしたり、土曜日に出張質問会を開催したりすることで、少しずつ保護者から賛同の声をいただくことも増え、本実証を保護者が行うことについて理解を得られてきたと感じるようになりました。

最終的に無記名投票を実施したところ、保護者が運営主体となり吹奏楽部の休日の活動を行うことについては、「否決」という結果となりました。

事務局といたしましては、保護者が受け皿となる運営手法について、最終合意は得られませんでした。この半年間にわたる様々な積み重ねそのものがモデル実証だったと捉えております。

今後の本市の進める地域移行に、そのノウハウと経験をしっかり活かしていきたいと考えております。報告は以上です。

会 長：保護者が運営主体となる非常に難しいケースについてありがとうございます。様々な可能性について今後も探っていければいいと思います。時間がなく恐縮ですが、アンケート調査の結果は、教員の考えやクラブの考え、生徒の思い等細かく書いてありますので、お読みいただき疑問点等あればお知らせいただければと思います。ご質問・ご意見をありがとうございました。8月7日（月）にみらい創造財団が開催する「情報交換会」でも本モデル実証の成果と課題を検証するということですので、今後のよりよいモデル実証につながるよう、事務局で課題と改善について整理し、運営団体や学校側と共有していただきたいと思います。それでは、進行を事務局に戻します。委員の皆様、進行と協議にご協力いただきありがとうございました。

事務局：委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。第3回の藤沢市部活動地域移行推進協議会ですが、11月6日（月）15時～17時、場所は市役所本庁舎7-1・7-2会議室を予定しております。内容は、「国・県の動向について」、「藤沢市の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（案）について」、「令和6年度モデル実証（案）と今後の計画（案）について」を予定しております。お忙しいとは存じますが、何卒ご協力のほどよろしく願いいたします。

事務局：それでは、最後に会長から、閉会のあいさつをしていただきます。

会 長：最後駆け足になってしまって申し訳ありません。もっと議論したほうがよいのだろうと思っておりますが、時間の都合があり申し訳ございません。本日、専門部会からの報告や検討によってよく分かった部分も沢山ありました。深掘りしていかなければならないところもあると思っておりますが、引き続きよろし

くお願いいたします。

事務局：それでは、第2回藤沢市部活動地域移行推進協議会を終了させていただきたいと思います。